

ORION(オリオン機械)ベーンレス(真空)ポンプ 省エネ補助金

省エネ補助金にオリオン機械のベーンレス(真空)ポンプが対象となっております。

2次公募開始のご案内申し上げます。 ※来期の公募があるかは未定です。

二次公募のご案内／下記①～⑤の項目になります。(年内最後)

※ORIONベーンレスポンプの対象機種が既に登録されておりますので、お手続き簡単です。

①【最新】ORIONベーンレスポンプ フライヤー

② 省エネ補助金:二次公募:2024年 5/27 ~ 7/1

③ **ORIONベーンレスポンプ** 対象製品(検索URL)

④ 注意事項

⑤ 中小企業経営強化の税制優遇のご案内

○スケジュール等(詳細)

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

※(Ⅲ)設備単位型(設置機器)+(Ⅳ)エネルギー需要最適化型(工事費等)
での申請が可能です。

① ORIONベーンレス 最新フライヤー 4P 2024.5.7.

<https://acrobat.adobe.com/id/urn:aaid:sc:AP:db3fb51d-9d2e-4bf7-a80c-5106e5c43efa>

※先ずは、ご案内、営業をさせていただきますので、お客様ご案内下さいませ。

② 省エネ補助金:二次公募:5月末より補助金スタート予定

■令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

1. 補助金概要

(1)事業名称:令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金
省エネ補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

1. 補助金概要

(1)事業名称:令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

(2)予算額:約135億円 ※全ての事業区分の合計

(3)事業区分、事業概要、補助率等 (抜粋)

※設備費以外も対象とするには (Ⅲ)設備単位型 + (Ⅳ)その他の作業費等 を組み合わせて申請

(4)特設サイト: 省エネ設備への更新支援(省エネ補助金) (sii.or.jp)

(5)公募要領: r5h_st_01_kouboyouryou.pdf (sii.or.jp)

(6)事業執行団体:一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII) <https://sii.or.jp/>

詳細は下記HP及び添付パンフレットをご確認ください。

企(協)事業 | 省エネ設備への更新支援(省エネ補助金) (sii.or.jp)

https://sii.or.jp/setsubi05r/uploads/panflet_gaiyou_st_2.pdf

●省エネ投資促進支援事業費補助金 内情(PDF)

③ ORIONベーンレスポンプ 対象製品 (検索URL)

(1)インバータオイルフリー真空ポンプ(KCE-V)、インバータオイルフリーブロワー(KCE-B)、モジュールマルチポンプ(KCM)

(2)下記SIIのHPより確認して下さい。

R5補正省エネ(設備単位型)/設備単位型の補助対象設備一覧/産業用モーターへ進むと記載がございます。

https://sii.or.jp/setsubi05r/search/maker?tab=maker&category=industrial_motor#search

省エネ補助金ですが、(Ⅲ)設備単位型、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型と2種類あり、

設備費以外も対象とするには (Ⅲ)設備単位型 + (Ⅳ)その他の作業費等 を組み合わせて申請をする必要があります。

→ この内容から 中小企業様 = Ⅲ ORIONベーンレスポンプ 1/3 補助金 + Ⅳ その他の作業費等 1/2 補助金 になります。

※ Ⅲ 設備単位型(検索) → ユーティリティ設備 → 補助対象設備一覧はこちら → 産業用モーター → [オリオン機械 株式会社](#)

※年内はこれで終了の予定です。

④ 注意事項

(1) 申請はお客様にて実施お願い致します。

お客様にて公募要領をご確認頂き、補助事業ポータル(Web)への入力をして、申請手続きをしていただくようお願いします。

(2) 既存設備から対象製品への更新が補助金の対象となります。新規事業のための設備導入や既存事業における設備の

増設、故障等により事業活動に供していない設備を更新する場合などは補助金の対象外となります。

(3) 契約、発注行為は、[交付決定日以降](#)に行う必要があります。

⑤ 中小企業経営強化の税制優遇のご案内 (併用申請可能)※160万円以上のポンプ本体での対象

■中小企業経営強化法及び生産性向上特別措置法

[【中小企業庁】](#)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

優遇措置内容	対象者				
	青色申告をしている中小企業者等				中小企業者等
	従業員1000人以下				
	資本金 3000万円以下	資本金 3000万円超 ～1億円以下	資本金 3000万円以下	資本金 3000万円超 ～1億円以下	資本金 1億円以下
摘要税制	中小企業投資促進税制		中小企業経営強化税制		生産性向上特別措置法
特別償却	特別償却30%		即時償却100%		対象外
税額控除	7%	なし	10%	7%	固定資産税が3年間 1/2
適用期間	～令和7年(2025年)3月31日まで				
対象設備の種類	1. 新品であること(中古品・貸付資産でないこと) 2. 機械装置(取得価格が単品160万円以上であること		1. 最新モデルであること(発売後10年以内) 2. 機械装置(取得価格が単品160万円以上であること 3. 生産性が年平均1%以上向上していること		

優遇措置の要件	なし	「経営力向上計画」の認定が必須 申請・認定機関：所管の経済産業局	「先端設備等導入計画」 の認定が必須 市区町村へ申請・認定 ※経営革新等支援機関 の事前確認書が必要
備考	本税制単体申請は 工業会の証明書不要	工業会発行証明書で申請が可能	工業会発行証明書不要
	中小企業投資促進税制・経営力向上計画 ※併用申請可能		

別途※**上記ご案内**の『中小企業経営強化法及び生産性向上特別措置法』も併せて ご案内申し上げます。

また、工場配管コスト算出の為の下見のご用命は遠慮なくお申し付けください。

どうぞこの機会にご活用頂き省エネ化を促進頂ければ幸いです。
また、省エネ補助金の申請方法など分からない場合、イニシアチブの各問い合わせ先で親切丁寧にお答え頂けます。

ご不明な点などは、ご連絡下さいませ。
何卒、宜しくお願い致します。

★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
株式会社oto-alpha
大音 勉
<https://oto-alpha.com>
mail: info.otoalpha@gmail.com
tel. : 080-6209-0818
★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆